

避難情報

に注意しましょう！

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民の安全を確保するため、避難情報が発令されます。避難情報には、「避難準備情報」・「避難勧告」・「避難指示」の3種類があり、これらの情報は地域住民のみなさんが適切な避難行動をとれるようにするための大変重要な情報です。災害時にはテレビやラジオ、市の広報車等の情報伝達に注意してください。



市からの3種類の情報

緊急度
低い

避難準備情報

災害時に援護を要する方のために通常の避難勧告（避難行動を開始すべき段階）や避難指示（生命への危機が迫っている段階）に先だって発令し、いち早く避難してもらうための情報です。また、その他の方も避難の準備を開始してもらうための情報です。

- 高齢者や子供、身体障害者等の災害時要援護者は、早めに避難しましょう。
- その他の方は、いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。
- ラジオ、テレビで最新の気象情報、災害情報を入手しましょう。
- 広報車などからの広報に注意しましょう。

避難勧告

通常の避難行動が可能な方が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態に発令する情報です。

- 火の始末と戸締りを完全にして避難しましょう。
- 非常持ち出し品を持って避難しましょう。
- 高齢者や子供、身体障害者等の災害時要援護者には、一声かけてから避難しましょう。
- 自動車での避難は交通量の増加に伴い、緊急車両の通行が妨げられるため、徒歩による避難を心がけましょう。

避難指示

避難勧告より拘束力が強く、災害前兆現象などから地域の人々に対する危険が切迫しているときに発令する情報です。

- 近くの避難所に直ちに避難しましょう。
- 自動車での避難は交通量の増加に伴い、緊急車両の通行が妨げられるため、徒歩による避難を心がけましょう。

※風水害や土砂災害などの自然災害は、不測の事態なども考えられることから、計画された避難所などに避難することが必ずしも適切とは限りません。事態の切迫した状況などに応じて、自宅や隣接建物の2階などに避難することも考慮しましょう。

定額給付金の申請はお済ですか？

あと3カ月を経過すると受け取ることができなくなります。

定額給付金の申請はお済みですか？

市役所から定額給付金の申請書が3月下旬にご自宅へ郵送されています。（平成21年2月1日現在の住所）定額給付金はその世帯全員分を世帯主の方が申請・受給されることになっていますが

- ①未だ定額給付金の申請をされていない方（世帯主）は申請期限は10月1日までとなっていますので早めに手続きを行ってください。
- ②転居等の理由などにより申請書をお受け取りになっていない方は、至急、市役所定額給付金担当までご連絡ください。

赤平市役所定額給付金担当 ☎ 32-2212

市役所庁舎内が動く

moving section

課の配置が変わりました！

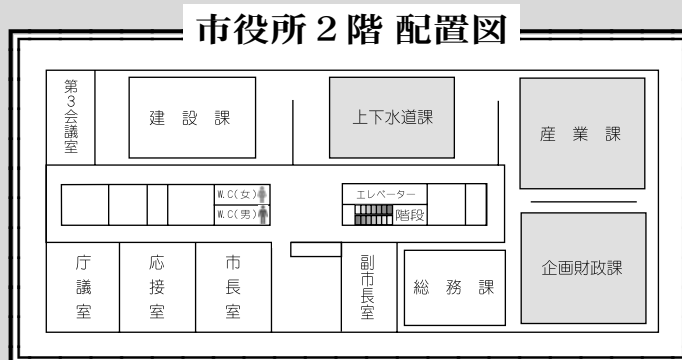
これまで上下水道課は、庁舎1階に配置されていましたが、6月29日(月)から2階に移動しました。

それに伴い、庁舎1階、2階が配置図のように変わりましたので、お間違えのないようにお越しください。

総務課 ☎32-2211



市役所1階配置図



市役所2階配置図

第5次

平成21年度～30年度

赤平市総合計画

この度、6月議会において「第5次赤平市総合計画～生き生きプラン21～」が議決され、平成21年7月1日から平成30年度までの10カ年の計画がスタートします。

今後は、基本構想、基本計画、重点プロジェクトを計画だけに留まることなく、確実に実行に移すための5年間の実施計画を策定していきます。

広報7月号に「第5次赤平市総合計画ダイジェスト版」を折り込んでいますのでぜひご覧ください。また、本文につきましては市役所、茂尻支所、平岸連絡所、ホームページでご覧いただけるほか、各町内会にも配布しています。

問合せ 企画財政課地域対策係 ☎32-1834
ホームページ
<http://www.city.akabira.hokkaido.jp/index.php>



まちづくり活動を応援します

まちづくり活動推進助成事業

◆地域の活性化を図るまちづくり活動
(例) 子育て支援・地域奉仕活動・芸術文化・コミュニティ

1件につき20万円限度

まちづくり・人づくり事業

◆人材育成を中心とした活動
(例) 先進企業派遣・特産品開発研修・リーダー要請事業など

事業内容に応じた助成

7月1日～7月31日 再募集！

■助成の決定は各運営協議会で審査します。
■お申込方法、対象者など詳しくは、地域対策係 ☎32-1834までお問合せください。

年金 だより

市民年金係
☎32-1823

納付が困難なときには？

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。失業（離職）された方には、特例免除があります。申請して承認されると「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」「若年者納付猶予」があり、どの免除に該当するかは、前年の所得（本人・配偶者・世帯主）により基準が定められています。

申請手続きには、年金手帳、印鑑、他市からの転入された方は、前年の所得を証明するもの、失業などは、雇用保険受給資格者証、離職票等が必要です。これらを添付されると本人所得審査対象外です。申請手続きは、市役所の窓口です。

免除申請の提出期限について

免除・納付猶予の申請期間は、平成20年7月～平成21年6月までを申請される場合は、平成21年7月末日まで。平成21年7月～平成22年6月までを申請される場合は、平成22年7月末日まで。平成21年7月中は、両期間に係る申請を行うことができますので提出はお早めをお願いします。

平成21年度

東公民館

夏休み子ども体験事業

夏休み！いろいろな探検隊



大人になっても思い出す、子どもの頃の夏休みの思い出…。夏休みを有意義に、友達と一緒にすてきな思い出をつくりませんか！左記の内容で全部で3回「探検」します。

7月28日(火) 10時～12時 東公民館

木製『マイうちわとマイはがきに挑戦』

木製のうちわとはがきに、すきな絵を書いてみませんか。
材料費 100～200円（参加人数により変動します）
持ち物 ①えんぴつと消しゴム②絵の具（筆も）かクレヨン③ハサミ

③ハサミ

8月4日(火) 9時45分東公民館出発～帰りがき12時終了

『キーホルダーづくりと工場見学』

かばんで有名な「株」いたがきにて、工場見学とともに、名前をひらがなで刻印する「自分だけのキーホルダー」をつくりまします。
材料費 500円

8月11日(火) 10時～12時 東公民館

『スライムとべつとぼとの風車づくり』

にゆるにゆる、ねちゃねちゃする「スライム」をつくり、べつとぼとで手にもって回す風車（かざぐるま）やゴムてつぼうをつくりまします。
材料費 200～300円（参加人数により変動します）
持ち物 ①ハサミ ②タオル

■対象者 市内の小学生 ■定員 15名（定員になり次第締め切ります） ■申込み 7月1日(水)から、東公民館にてお申し込みを受け付けまします。

申し込み・問合せ 東公民館 ☎33・7537

素材提供 3赤平ペットボトルクラフト協会 2(株)いたがき 1空知単板工業(株)

ご存知ですか？

下水道の汚泥もリサイクル！

赤平市公共下水道の終末処理場である「奈井江管理センター」では、汚泥の有効利用に取り組んでいます。捨てれば廃棄物になる下水道の汚泥から肥料のモミガラコンポストを製造し、有料で配布しています。（自家用車または袋を持参で取りに行かれる場合は無料です。）※予約が必要のため、詳しくは左記までお問合せください。

問合せ 石狩川流域下水道組合

奈井江管理センター ☎65・5418

「下水道いろいろコンクール」
作品を募集します！

全国の小中学生及び一般の方を対象に9月10日の「下水道の日」にちなみ、下水道に対する理解を深め、下水道の健全な発達に役立つことを目的としてコンクールの作品を募集します。

募集作品 小中学生：絵画・ポスター部門、作文部門、書道部門、新聞部門（学校・学級・学習）一般：標語部門
応募締切 11月10日(火)

応募先 ㈱日本水道新聞社「下水道いろいろコンクール係」

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9 ☎03・3264・6724
問合せ 上下水道課管理係 ☎32・2218